

げんきょうとどけ しんせい
現況届のオンライン申請について

給付認定を受けて保育所や預かり保育などを使っている人は、毎年、「現況届」と証明書類を出してください。保育が必要かどうかを確認します。（この確認を「現況確認」といいます。）

現況届と必要な書類を出さない場合、給付認定が取り消されることがあります。必ず出してください。

現況確認のあとに、給付認定や利用料（保育所や幼稚園を使うためのお金）が変わる（仕事が変わった人・育児休業（子どもを育てるための休み）を取った人・いっしょに住んでいる家族が変わった人）場合、変わる日は9月1日です。8月までの間に給付認定を変える必要がある場合は、区役所こども家庭支援課で認定変更申請（変える手続き）をしてください。（認可外保育施設、市外の保育所・幼稚園に通っている人は自分が住んでいる区の区役所こども家庭支援課へ）（現況確認のあと、給付認定の内容が変わらない場合は、結果のお知らせが届きません。）

1 申し込める期間

2026年4月22日（水曜日）9：00 から 2026年5月20日（水曜日）23：59 までに、オンライン申請で出してください。

2 オンライン申請のときに送る書類

それぞれの保護者は、下の表の保育園の申し込みが必要な理由を確認してください。理由に合う必要な書類を準備し、PDF ファイルで送ってください。

くわしいオンライン申請の方法は手紙に入っている「現況届のオンライン申請の手順」と「現況届入力要領」を読んでください（いっしょに入っている「現況届に関するお知らせ」の紙は、出さなくてよいです）。

※就労証明書やタイムスケジュールなどは、こちらのページからダウンロードできます。



保育が必要な理由	必要な書類（紙）
就労（仕事） ※1か月の間に64時間より長く働いている人	就労証明書 働いている場所がたくさんある場合は、それぞれの会社の就労証明書を出してください。 育児休業中に復職（会社に戻ってはたらくこと）をやくそくして、2025年の4月に保育園に入つた人は、復職してから雇用主（会社の人）に就労証明書を作成してもらってください。復職年月日（会社に戻ってきた日）が書いてある就労証明書を出してください。
育児（子どもを育てるための休み）を取っているため続けて使う場合	就労証明書 働いている場所がたくさんある場合は、それぞれの会社の就労証明書を出してください。
病気・けが	診断書など 病院でもらった書類（紙）（病気・けがの名前や保育が必要な理由が書いてあるもの）を出してください。
障害	なし（障害者手帳を新しくもらった人は出してください） ※横浜市で障害者手帳などをもらっているかどうかを確認できない場合、あとで連絡をします。障害者手帳などのコピーを出してもらうことがあります。
介護 ※①または②のどちらかを 出してください。	①診断書 または 介護保険被保険者証のコピー と タイムスケジュール ②きょうだいの通園・通学証明書 と タイムスケジュール
通学 （学校に行っている）	在学証明書 と 次のことがわかる書類（紙） ・いつからいつまで学校に通っていたか・時間割
出産予定 （子どもを産む予定）	母子健康手帳のコピー ・表紙と子どもを産む予定の日が確認できる部分（P. 4）をコピーして出してください。 ・子どもを産んだあとに仕事を休んでいる人や、子どもを産んだあとに仕事を休む予定の人は、就労証明書もいっしょに出してください。
求職中 （仕事を探している）	なし ※認定期間は3か月です。

次のことに当てはまる人は、次の書類（紙）も出してください（認可保育所や、認可外保育施設の0～2歳クラスを使っている人のみ）。

2025年に海外で働いたことがある人 または海外で住んでいた人	『海外収入申告書』と『2025年に仕事でもらったお金や税金がわかる書類（紙）』 例）会社からもらった給与支払証明書など 「海外収入申告書」は、横浜市のホームページ【令和8年度の現況確認について】のページからダウンロードできます。
---------------------------------	--

3 「現況届に関するお知らせ」に書いてある認定事由が、どちらの保護者も「就労」の人へ
下の①と②のどちらにも当てはまる人は、就労証明書を出さなくてもよいです（ひとり親の家庭も、下に書いてあることに当てはまれば、出さなくてもよいです）。当てはまる人は、右の二次元コードを読み取って手続きしてください。



- ① どちらの保護者も、2025年9月1日から今まで、任事先や働き方（働く時間・日数、育児のための時短勤務など）が変わっていないこと（就労証明書に書いてあるすべての内容が変わっていないこと）
 - ② 2025年9月1日から、いっしょに住んでいる人が変わっていないこと（離婚や結婚、いっしょに住む家族がふえる・へる、単身赴任などが無いこと）
- ※2025年9月1日より後に、区役所のこども家庭支援課へ就労証明書を出して、内容が全部変わっていない人も、提出をしなくてよいです（家族のことについても、2025年9月1日より後に区役所のこども家庭支援課へ変更を知らせていて、その後に変わっていないければ、提出しなくてもよいです）。

【①と②の両方に当てはまる人でも、下に書いてあるどれかに当てはまる場合は、就労証明書を出さないといけません】

- ア、2026年4月に入園した人（上の①～③のすべてに当てはまる転園の人は、提出しなくてもよいです）
 - イ、2026年9月1日までに、産休や育休にはいる予定の人
 - ウ、認可保育所や、認可外保育施設の0～2歳クラスを利用して、2025年のあいだに海外で仕事をしたり、海外に住んでいた期間がある人
- ※ア～ウのどれかに当てはまる人は、表面にある「2 オンライン申請の際に添付する書類」を見て、保護者ごとに必要な書類を準備してください。申請のやり方は、いっしょに入っている「現況届のオンライン申請の手順」と「現況届入力要領」を見てください。

4 その他

- 次の人は、区の区役所こども家庭支援課に連絡してください。
 - ① 横浜市ではない場所に引っ越した人
 - ② 締め切りの日までに給付認定が終わる人
 - ③ 締め切りの日までに給付認定を取り消す人
 - ④ オンライン申請をする前や、申請をした後に認定事由を変更する人

この書類や、現況確認のほかの言語の資料は、横浜市のホームページで見ることができます。

If you want to check foreign-language editions of this document and the guide for filling out the notification of current situation, you can do so on the Yokohama City website.

令和8年度の現況確認について

検索